議案第1号

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成27年8月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が施行されることに伴い、特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるため、条例の一部を改正するものである。

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第 2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第9条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条に おいて同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の2 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第11条第2号及び第13条中「き損」を「毀損」に改める。

第2条 富津市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

- 第9条の2 実施機関は、特定個人情報を目的外利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を 守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得 ることが困難であるときは、特定個人情報を目的外利用することができる。

第27条第1項中「係る個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条第1項第1号中「第2項」の次に「並びに第9条の2」を、「利用されているとき」の次に「、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第2項」の次に「又は第9条の3」を加える。

第3条 富津市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に 記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」 を加える。

第35条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第36条第1項中「関する個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定(第11条第2号及び第13条の改正規定に限る。) 公布の日
 - (2) 第2条の規定 平成28年1月1日
 - (3) 第3条及び附則第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年富津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改める。

3 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。